

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 14 日 (金) 第 430 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿児島県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (※)	(建築課取扱い) 1
告 示	
○保安林の指定予定の通知	(森づくり推進課取扱い) 2
○漁船保険付保義務発生 (2件)	(水産振興課取扱い) 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	(水産振興課取扱い) 3
○肥料の登録の失効	(経営技術課取扱い) 3
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い) 3
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
公 告	
○令和5年度林業種苗生産事業者講習会開催公告	(森林経営課取扱い) 4
監 査 委 員 公 表	
○監査結果の報告に係る措置の公表 (3件)	(監査委員事務局取扱い) 5

規 則

鹿児島県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第46号

鹿児島県宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県宅地造成等規制法施行細則 (昭和37年鹿児島県規則第64号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

第1条中「宅地造成等規制法 (」を「宅地造成及び特定盛土等規制法 (」に、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改める。

第2条中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第3条中「第6条第1項 (法第17条第2項)を「第7条第1項 (法第24条第2項)に改め、「。)」の次に「及び第2項」を加える。

第4条中「造成主」を「工事主」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「同項」を「法第16条」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「造成主」を「工事主」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号及び第2号中「造成主」を「工事主」に改める。

第6条中「第16条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第7条中「第16条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第8条中「第11条」を「第15条」に、「第4条」を「第7条」に改める。

第9条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「第14条第1項又は第2項」を「第21条第1項又は第3項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条中「造成主」を「工事主」に改める。

第12条中「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「宅地造成等規制法第5条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項」に改める。

別記第3号様式（表）中「宅地造成等規制法第4条第1項、第5条第1項又は第17条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項又は第24条第1項」に、「基づき測量調査」を「より測量又は調査」に改め、同様式（裏）中「宅地造成等規制法第4条第1項、第5条第1項又は第17条第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項又は第24条第1項」に、「測量調査」を「測量又は調査」に、「試掘」を「試掘等」に、「場合において」を「とき」に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「造成主」を「工事主」に改める。

別記第7号様式中「宅地造成等規制法第11条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条」に、「

1 造成主住所氏名

」を、「

1 工事主住所氏名

」に改める。

別記第8号様式中

造成主住所氏名

 を

工事主住所氏名

 に改める。

別記第9号様式中「第14条第1項」を「第21条第1項」に、「造成主」を「工事主」に、「第14条第2項」を「第21条第3項」に、「造成主」を「工事主」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和5年7月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市西目字栢村5175番2, 5175番9, 5175番10, 5211番, 5290番3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第591号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した

結果、徳之島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第592号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、伊仙加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第593号

肝属郡肝付町前田3847番地2 田吹義貞及び肝属郡肝付町波見2068番地 谷山敏男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 肝付町高山区域（肝属郡肝付町のうち大字北方、大字南方及び大字岸良を除く地区）
- 2 区分 まず網漁業

鹿児島県告示第594号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1335号	混合有機質肥料	肉骨粉入り マルイ有機	窒素全量 3.3 りん酸全量 3.7 加里全量 2.4	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	マルイファーム株式会社	出水市平和町225番地	令和5年6月16日

鹿児島県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年7月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	下手山田帖佐線	始良市下名字六ノ坪1097番1地先から同市下名字西田	前	6.9～33.1	512.4
			前	10.3～33.7	520.5

	24番 4 地先まで	後	6.9～33.1	512.4
		後	10.3～33.7	520.5

鹿児島県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和5年7月14日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月14日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	下手山田帖佐線	始良市下名字六ノ坪1097番1地先から同市下名字敷田1058番17地先まで	令和5年7月14日

始良・伊佐地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年7月14日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ippo	始良市蒲生町上久徳2411番地4	合同会社なぎの木	始良市蒲生町上久徳1220番地3	上浦 あや	令和5年6月1日	就労継続支援B型

公 告

令和5年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により，令和5年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年7月14日

鹿児島県知事 塩田康一

- 開催日時
令和5年9月12日（火）午前10時から午後5時まで
- 開催場所
かごしま県民交流センター（東棟4階）大研修室第4（鹿児島市山下町14番50号）
- 講習事項及び講習時間

講習事項	講習時間
種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間

- 受講資格
制限はない。
- 講習手数料
14,000円
- 受講手続
(1) 提出書類等
ア 受講申込書

イ 写真（受講申込み前 6 月以内に撮影した縦 3.6 センチメートル、横 2.4 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

ウ 講習手数料（14,000 円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。

(2) 提出書類等の提出先

各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））

7 提出書類等の受付期間

令和 5 年 7 月 14 日（金）から同年 8 月 23 日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 5 年 8 月 23 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受講申込書の用紙の交付

受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課，各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話 099-286-2111 内線 3361），各地域振興局農林水産部林務水産課，熊毛支庁農林水産部林務水産課，熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 7 号

令和 5 年 3 月 17 日付け監査第 1114 号の監査結果に基づき、令和 5 年 5 月 23 日付け財第 37 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県監査委員	松 蘭 英 昭
同	大 蘭 豊
同	西 高 悟
同	前 野 義 春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
鹿屋高等技術専門校	公共料金等自動口座振替による支払について、精算が遅延しているものがある。（4 か月以上 1 件，7 日以上 1 件）	1 再発防止の対策 定期監査の結果について職員に周知し、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 また、公共料金等の自動口座振替日後、速やかに記帳を行い振替の状況を確認するなど、所属での自主検査を徹底することとした。
農業開発総合センター	財産貸付収入の調定が遅延しているものがある。（2 か月以上 1 件）	1 再発防止の対策 定期監査の結果について職員に周知し、適正な会計事務処理に努めるよう注意喚起を行った。 また、調定の進捗状況の確認については、

		複数の職員で行い、事務処理の管理を徹底することとした。
	令和3年度と同様、委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。（3か月以上1件、2か月以上1件、1か月以上6件）	1 再発防止の対策 定期監査の結果について部課長会議において周知し、再発防止の注意喚起を行った。 また、複数の職員で業務の進捗状況の確認を行うなど、事務処理の管理を徹底することとした。
農業開発総合センター徳之島支場	交通事故があり、相手方に損害が発生している。（1件 県負担額118,300円）	1 再発防止の対策 毎月開催する職員会議において、所属長から交通事故、作業事故防止及び交通法令遵守を徹底するよう注意喚起を行った。 また、交通安全等に係る各種通知について、全職員への周知徹底を図り、再発防止に努めている。

監査委員公表第 8 号

令和 5 年 3 月 17 日付け監査第 1115 号の監査結果に基づき、令和 5 年 6 月 9 日付け鹿教総第 73 号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県監査委員 松蘭英昭
同 大 蘭 豊
同 西 高 悟
同 前野義春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
市来農芸高等学校	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。（2件 県負担額 100,023円）	該当職員に対して安全運転の遵守、事故発生時の迅速な報告義務について指導を行うとともに、全職員に対して再度交通安全について指導を行った。

監査委員公表第 9 号

令和 5 年 3 月 17 日付け監査第 101-2 号の監査結果に基づき、令和 5 年 5 月 30 日付け財第 38 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 14 日

鹿児島県監査委員 松蘭英昭
同 大 蘭 豊
同 西 高 悟
同 前野義春

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
くらし保健福祉部	学校法人創愛学園	会計処理について、経理規程では伝票会計制と定められているが、伝票	1 県の指導、監督の強化 当該法人に対し、規程どおりの会計処理を行うよう、引き続き指

		<p>が作成されていない。</p> <p>(私立学校運営費補助金)</p> <p>(鹿児島県私立幼稚園等特別支援教育費補助金)</p> <p>(鹿児島県魅力ある私立学校づくり事業費補助金)</p> <p>(鹿児島県教育支援体制整備事業費補助金)</p> <p>(鹿児島県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金)</p> <p>(鹿児島県私立幼稚園休業日預かり保育推進事業費補助金)</p>	<p>導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 補助金の会計処理について、経理規程のとおり伝票を作成することとした。</p> <p>また、伝票を管理する会計士と連携を図り、速やかに伝票を確認できるような体制をとることとした。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>経営健全化計画に取り組んでいるが、債務超過額が更に増大している。</p> <p>(債務超過額49億6,887万余円)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社出資金)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金)</p> <p>(鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等の支援を継続し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売を行うこととしている。</p> <p>また、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。</p>